

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和2年8月14日（令和2年（行情）諮問第410号）

答申日：令和3年4月22日（令和3年度（行情）答申第25号）

事件名：「平成」改元に係る事務手続の経緯等関係資料の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書5（以下、順に「文書1」ないし「文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年3月12日付け府管第11号により内閣府大臣官房長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求をする。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### （1）審査請求書

（趣旨）請求人（審査請求人を指す。以下同じ。）は2013年度における大臣官房総務課長が作成、取得している「平成」改元に係る事務手続きの経緯等関係資料の一式について、内閣府大臣官房長に行政文書の情報開示請求を行ったが、内閣府大臣官房長が平成30年9月25日付で決定した行政文書開示決定通知書（府管第23号）の内容を不服として、内閣総理大臣に審査請求を行った後、諮問された情報公開・個人情報審査会が令和元年10月16日付で決定を取り消すべきだと答申し、内閣総理大臣が令和元年12月17日付で決定を取り消すと裁決したため、内閣府官房長が令和2年3月12日付で改めて決定した行政文書開示決定通知書（府管第11号）が請求人の元に届いたところである。令和2年3月12日付の行政文書開示決定通知書（府管第11号）に記載されている「3 不開示とした部分とその理由」について、行政不服審査法に基づき、改めて審査請求を行うものである。

（理由）文書2、文書4及び文書5の開示文書に関し、考案者名は「個人に関する情報」で、新元号原案、新元号案の個数も「公にするこ

とにより既に報道されている情報から考案者が類推され、憶測に基づく取材や誹謗中傷を受けるなど個人の権利利益を害するおそれがある」として、いずれも法5条1号に該当するため不開示としたとなっている。また文書4の3～6枚目と文書5の4～7枚目については「文書の様態を一部でも明らかにすれば、その情報から新元号案の個数を容易に推測することができる」として、同様に法5条1号に該当するため不開示としたとなっている。さらに考案者名、新元号原案、新元号案の個数、新元号案の個数を推測できる文書の様態を公表した場合、「将来の改元の際、改元後に氏名や考案した案が公表あるいは類推され批判を受ける等の懸念から、元号考案者を委嘱する際に辞退者が出て、元号選定事務上の支障が生ずるおそれがある」として、いずれも法5条6号に該当するため不開示としたとなっている。

確かに、考案者名が個人情報であることについては、請求人も認めるところである。しかし、平成の選定過程に携わった考案者は当時でも高齢と推察され、そこから30年以上が経過していることを踏まえれば、現在は故人となっている蓋然性が高く、考案者自身が「憶測に基づく取材や誹謗中傷を受けるなど個人の権利利益を著しく害する」とは言い切れないと考える。また考案者名、新元号原案、新元号案の個数のいずれも、平成の選定に係る事務を担当した元特定役職・特定個人が自著「特定図書A」や報道機関のインタビュー（資料1、資料2参照）で公表しているほか、特定図書B（資料3参照）には、「30年以上前に、当時の政府が昭和に代わる元号を選定するため作成した極秘文書」として4枚の資料写真が掲載されており、既に公知のものとなっていると言える。さらに、平成の選定過程に関する報道や出版が相次いだのは、元号が単に国民の日常生活と深く関わるだけではなく、日本国憲法1条に規定される「日本国の象徴」である天皇に関連する事項として、歴史的 중요性と国民の関心の高さを有する証左とも言える。その上で、平成の選定過程が明らかになれば、直ちに、将来の元号考案の委嘱時に辞退者が出るなど「元号選定事務上の支障が生ずるおそれがある」とは限らず、むしろ公開による当時の選定過程における透明性の確保や信頼性の高まりにつながり、将来の元号選定過程にも資するものとする。

## （2）意見書

「平成」改元に係る事務手続の経緯等関係資料の一部開示決定に関する件（諮問番号：令和2年（行情）諮問第410号。）を巡り、処分庁による原処分に基づき、処分庁が令和2年8月12日付で提出した審査請求に対する理由説明書（下記第3を指す。）について、以下の理由により、処分庁の主張には理由がないと考える。

### ア 基本的考え方

元号について、政府は「皇室の長い伝統と、国家の安泰と国民の幸福への深い願いとともに、1400年近くにわたるわが国の歴史を紡いできました。日本人の心情に溶け込み、日本国民の精神的な一体感を支えるものともなっています。この新しい元号も、広く国民に受け入れられ、日本人の生活の中に深く根差していくことを心から願っております」（資料①参照）との見解を示している。すなわち、元号は国民の日常生活に関わるものであり、その選定過程は全国民の重要な関心事項でありながら、制定後も十分に情報開示されていない。

政府が定める元号選定手続きにおいて、政府が選定した考案者に限り、元号案を提示できるものとされるため、その考案者名や原案に関する情報の公開は、特に重要な公益である。

ところで、それらの情報が公開されることで、考案者らが誹謗中傷などを受け、その権利利益を害されるという処分庁の主張について、平成改元から30年以上が経過し、元号が令和に改まった現時点でそのような事態が生ずることが具体的に予見されるのか、因果関係が明確ではない。

「国民主権の理念にのっとり」「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」という法の趣旨目的に照らし、以下の通り各条項を解釈適用すべきものと考えらる。

イ 法5条1号について（5条1号イ該当性）

（ア）懇談会など行政運営上の会合の議事録などにおける発言者の氏名については、特段の理由がない限り、当該発言者が公務員であるか否かを問わず、公開するものとされている（資料②参照）。

元号「平成」の選考過程に関する文書は、懇談会など行政運営上の会合の議事録などに当たることから、特段の理由がない限り、発言者が公務員であるか否かを問わず、公開すべきものと考えられ、考案者名、新元号原案および新元号案の個数は、法5条1号イの「慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当する。

（イ）仮に元号「平成」の選考過程に関する文書が行政運営上の会合の議事録などに当たらない部分があるとしても、公務員でない個人についても、その公人としての行為に関する情報のうちには、その内容・性質に鑑み、時期の問題は別として、法5条1号但し書きイの規定により開示することが相当とされるものがあると解されており、その内容・性質に関する具体的要件として、a その事柄の歴史的重

要性，国民の関心の高さ，b行為の準公務員性，c事実の公知性の三つが挙げられている（資料③参照）。以下，a～cの要件について検討する。

- a 元号は年号表記に関して国民の日常生活と深く関わる事項であり，どのような過程を経て元号が選定されるかという点についての国民の関心は高い。また，日本国の象徴である天皇に関連する事項であることから，国民の正当な関心の対象であり，歴史的な重要性も認められる。
- b 元号の考案に携わった者は，政府の委嘱を受けて「平成」改元に係る事務の一部を遂行しており，公務員に準ずる立場にある者である。
- c 平成改元に係る事務を担当していた特定役職・特定個人が，考案に携わった者の氏名および数を報道機関に公表し，報道もなされていることから，既に公知のものとなっていると言える（資料④－1，2，3参照）。

その上で，平成改元から30年以上が経過し，また，元号が令和に改まった現在，公にしたとしても，これらの公益性を上回る弊害は見いだしがたい。処分庁は，上記報道などが政府として公表したものではないと主張するが，既に報道などで公にされている考案者名，新元号案原案および新元号案の個数に係る事実について現時点で公文書を公開することで，処分庁が言う「憶測に基づく取材や誹謗中傷を受けるなど」の弊害が考案者やその関係者に生ずることが具体的に予見されるとまでは言えない。

以上より，現時点において考案者名，新元号原案および新元号案の個数は，法5条1号但し書きイの「公にすることが予定されている情報」に該当する。

#### ウ 法5条6号について

##### （ア）候補者の予想可能性に伴う弊害について

前述のとおり，処分庁の候補者の予想可能性に伴う弊害の主張については，その前提を欠き，認められない。

「元号選定事務上の支障を及ぼすおそれ」の要件については，少なくとも「支障」の程度は名目的なものでは足りず，実質的なものを必要とし，また，「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく，法的保護に値する蓋然性があると認められる必要がある（資料⑤参照）が，処分庁の主張は仮定的な懸念を述べるに過ぎず，法的保護に値する蓋然性があると認められるものとは言えない。

##### （イ）公益性

仮に「元号選定事務上の支障を及ぼすおそれ」が一定程度観念で

きたとしても、前述の国民の関心の高さおよび歴史的的重要性に鑑みれば、弊害を上回る公益性が認められ「元号選定事務上の支障を及ぼすおそれ」があるとは言えない。

(ウ) 小括

以上より、法5条6号には該当しない。

エ 法7条について（予備的主張）

「ア 基本的考え方」で述べた通り、元号の選定過程に関する情報は、全国民の重要な関心を有する公益情報である。法7条の趣旨は、法5条各号の不開示情報に該当する情報であっても、行政機関の長の高度の行政的な判断の下、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合に開示できるとするものである。

そこで、開示による公益、すなわち「国民主権の理念にのっとり」「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」という法の趣旨目的と比較すると、平成改元から30年以上が経過し、また、元号が「令和」に改まった現在においては「憶測に基づく取材や誹謗中傷を受けるなど個人的利益を害するおそれ」という個人的利益が相対的に低いと考えられるため、法7条に基づき処分庁の開示が妥当であると考ええる。

オ 結論

以上の通り、本件審査請求は妥当であり、原処分に基づく理由説明書には理由がなく、本件審査請求の通り、不開示とした部分を開示するのが妥当であると考ええる。

第3 諮問庁の説明の要旨

令和2年5月19日付けで提起された処分庁による原処分に対する審査請求について、以下の理由により、これを棄却すべきであると考ええる。

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求のうち、令和元年12月17日付け裁決書にて内閣総理大臣により取り消された「元号「平成」の選定過程に関する文書」について、処分庁において、本件対象文書を特定し、法5条1号及び6号に該当することを理由にその一部を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示とした理由は不相当であり不開示部分の開示を求める旨の審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2(1)のとおり。

2 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、処分庁宛請求された「2013年度に大臣官房総務

課長が作成，取得している「「平成」改元に係る事務手続の経緯等関係資料」の一式」を請求する行政文書開示請求に対し，平成30年9月25日付け府管第23号により開示決定処分を行ったところ，開示請求者より審査請求が提起され，令和元年12月17日付けにて内閣総理大臣により「本件審査請求に係る開示決定のうち，「「平成」改元に係る事務手続の経緯等関係資料のうち，元号「平成」の選定過程に関する文書」につき，その全部を不開示とした決定については，これを取り消す。」と裁決されたため，改めて令和2年3月12日付け府管第11号により本件対象文書を特定し，その一部を不開示とする開示決定処分を行った。

### 3 原処分の妥当性について

#### (1) 本件対象文書の特定の妥当性について

原処分は，「2013年度に大臣官房総務課長が作成，取得している「「平成」改元に係る事務手続の経緯等関係資料」の一式」を請求する行政文書開示請求に対して行った平成30年9月25日付け府管第23号による開示決定処分のうち，令和元年12月17日付けにて内閣総理大臣により取り消された「元号「平成」の選定過程に関する文書」について，開示決定したものである。そのため，「「平成」改元に係る事務手続の経緯等関係資料」の中から「選定過程」に関するものを特定したところであり，妥当である。

#### (2) 不開示情報該当性について

情報公開・個人情報保護審査会の答申（令和2年1月21日（令和元年度（行情）答申第454号）において，「法5条1号の「個人」には，生存する個人のみならず，死亡した個人も含まれると解するのが相当」とされているところである。

また，審査請求人が指摘している著書やインタビューはあくまで私人の見解に過ぎず，元号法に基づき事務を遂行する政府として公表したものではない。

したがって，考案者名が法5条1号（個人に関する情報）に該当するとした原処分は妥当である。同様に，新元号原案，新元号案の個数についても，公にすることにより既に報道されている情報から考案者が類推され，憶測に基づく取材や誹謗中傷を受ける等個人の権利利益を害するおそれがあることから法5条1号（個人に関する情報）に該当するとした原処分は妥当である。

さらに，考案者名，新元号原案，新元号案の個数及び新元号案の個数を推測することができる文書の様態を公表した場合，将来の改元の際，改元後に氏名や考案した案が公表あるいは類推され批判を受ける等の懸念から，元号考案者を委嘱する際に辞退者が出て，元号選定事務上の支障が生ずるおそれがあることから法5条6号（事務の適正な遂行への支

障)に該当するとした原処分は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「公開による当時の選定過程における透明性の確保や信頼性の高まりにつながり、将来の元号選定過程にも資する」と主張しているが、当該主張は原処分が法の規定に照らして妥当であるかどうかとは無関係である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年8月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月4日 審議
- ④ 同月23日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和3年3月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年4月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 上記第3の3(2)のとおり。

イ 不開示部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 過去の考案者名については、これまで一切公表しておらず、仮にこれを公にすれば、将来の改元の際に、改元後に考案者の氏名が公表され、当該者に問合せ等が殺到するなどして個人の権利利益が害される懸念や、当該考案者が考案した案の内容やそれが採用されたか否か等が詮索されたり、報道される情報から類推されたりして、批判を受けるのではないかなどの懸念から、考案者を委嘱する際に辞

退者が出る現実的な可能性があり、その場合、元号選定事務の適正な遂行に著しい支障が生じる。「平成」への改元に当たっては、元号の候補名の考案者の中には、考案をお願いした段階で氏名等の秘匿を強く希望され、これを条件にお引き受けいただいた方がいたと承知しており、「令和」への改元に当たっても、考案者は、その氏名の秘匿を希望している旨、国会審議等において、説明されているところである。

(イ) 新元号原案，新元号案の個数及び新元号案の個数を推測することができる文書の様態（文書にどのような形式でどのような情報が記載されているか）についても、これらが公になることにより、報道されている情報から考案者が類推され、憶測に基づく取材や誹謗中傷を受ける等のおそれがあるとともに、将来の改元の際にも、改元後に、これと同様に憶測に基づく取材や誹謗中傷を受けるのではないかな等の懸念により、元号考案者を委嘱する際に辞退者が出る現実的な可能性があり、その場合、元号選定事務の適正な遂行に著しい支障を生じる現実的・具体的なおそれがある。さらに、文書4及び文書5における新元号の候補名の説明部分のうち、その一部や「平成」に係るもののみを公にした場合であっても、開示された説明部分の様態などから、考案された候補名の総数が推認されることとなるため、法5条1号及び6号に該当し、当該頁全体を不開示とすべきである。

## (2) 検討

ア 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、文書2，文書4及び文書5の各記載内容部分の一部には、元号候補名考案者，新元号原案，新元号案の個数及び新元号原案の個数に係る記載部分が不開示とされていると認められる。元号候補名考案者，新元号原案，新元号案の個数及び新元号原案の個数を推測することができる部分を公にした場合、将来の改元の際、改元後に氏名や考案した案が公表あるいは類推され批判を受ける等の懸念から、元号考案者を委嘱する際に辞退者が出て、元号選定事務上の支障が生ずるおそれがある旨の上記第3の3(2)及び上記(1)イの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理であるとまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ そうすると、当該各不開示部分は、法5条6号柱書きに該当すると認められることから、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書（上記第2の2(2)エ）において、法7条に基づく裁量的開示を求めているが、上記2のとおり、不開示部分は、法



5条6号柱書きの不開示情報に該当するものであり、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙（本件対象文書）

文書1 想定問答（昭和63年12月）

文書2 「元号候補名考案者の選考及び委嘱について」（昭和64年1月7日，総内秘第1号）

文書3 「元号に関する懇談会の開催等について」（昭和64年1月7日，総内第5号）

文書4 「新元号の原案に関する意見伺いについて」（昭和64年1月7日，総内秘第2号）

文書5 「全閣僚会議の開催について」（昭和64年1月7日，閣内審秘第1号）